



4	該年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。	附則(平成二年六月七日政令第三三 四号)	(施行期日)	附則(平成二九年三月二九日政令第六 三号)	抄	(施行期日)	附則(平成三〇年三月二二日政令第五 四号)	附則(平成三〇年三月二二日政令第五 四号)	附則(平成三〇年三月二二日政令第五 四号)
5	国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。	附則(平成一四年二月八日政令第二 八号)	抄	この政令は、公布の日から施行する。	第一条	この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。	附則(平成一八年九月二六日政令第三 二〇号)	附則(平成一九年三月二二日政令第五 五号)	附則(平成一九年三月二二日政令第五 五号)
6	法附則第六項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。	附則(昭和五九年九月二六日政令第二 八八号)	抄	この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。	第一条	この政令は、平成三十年四月一日から施行する。	附則(平成一九年三月二二日政令第五 五号)	附則(平成一九年三月二二日政令第五 五号)	附則(平成一九年三月二二日政令第五 五号)
1	この政令は、精神衛生法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十三年七月一日)から施行する。	附則(平成二年一二月七日政令第三四 七号)	抄	この政令は、平成十九年四月一日から施行する。	第一条	この政令は、平成十九年四月一日から施行する。	附則(平成二三年九月二二日政令第二 三六三号)	附則(平成二三年九月二二日政令第二 三六三号)	附則(平成二三年九月二二日政令第二 三六三号)
2	この政令は、平成三年一月一日から施行する。	附則(平成六年九月二日政令第二八二 八号)	抄	この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。	第一条	この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。	附則(平成二四年一月三日政令第二 九六号)	附則(平成二四年一月三日政令第二 九六号)	附則(平成二四年一月三日政令第二 九六号)
3	この政令は、平成六年十月一日から施行する。	附則(平成七年六月三〇日政令第二七 八号)	抄	この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。	第一条	この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。	附則(平成二五年一月一八日政令第五 三一九号)	附則(平成二五年一月一八日政令第五 三一九号)	附則(平成二五年一月一八日政令第五 三一九号)
4	この政令は、平成七年七月一日から施行する。	附則(平成一〇年一〇月三〇日政令第 三五一号)	抄	この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。	第一条	この政令は、令和六年四月一日から施行する。	附則(令和六年三月三〇日政令第一 六一号)	附則(令和六年三月三〇日政令第一 六一号)	附則(令和六年三月三〇日政令第一 六一号)
5	この政令は、平成十一年四月一日から施行する。	附則(平成一〇年一一月二六日政令第 三七二号)	抄	この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。	第一条	この政令は、令和六年四月一日から施行する。	附則(令和六年三月三〇日政令第一 六一号)	附則(令和六年三月三〇日政令第一 六一号)	附則(令和六年三月三〇日政令第一 六一号)
6	この政令は、平成十一年四月一日から施行する。	附則(平成一一年一月六日政令第三〇 号)	抄	この政令は、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年十二月十日)から施行する。	第一条	この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。	附則(平成二七年一二月一六日政令第四 四二一号)	附則(平成二七年一二月一六日政令第四 四二一号)	附則(平成二七年一二月一六日政令第四 四二一号)